

## テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪の告発

### および両犯罪を撲滅するための要望書（その3）

2011年5月24日

法務大臣 江田五月 様

告発者および要望者  
特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワーク  
理事長 石橋輝勝  
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋二丁目9番6号  
東西館ビル本館21号室  
電話&FAX 03-5212-4611

#### 告発および要望趣旨

当特定非営利活動法人テクノロジー犯罪被害ネットワークは、これまでに二度、法務大臣に宛て、陳情書・要望書を提出してまいりました。2008年5月27日付鳩山邦夫元法務大臣宛て「電磁波・超音波等見えないテクノロジーを使った犯罪と組織的な人的嫌がらせ犯罪の告発および両犯罪を撲滅するための陳情書」と2010年4月1日付千葉景子元法務大臣宛て「テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪の告発および両犯罪を撲滅するための要望書」で、どちらも内容はほぼ同じで、「テクノロジー犯罪」と「嫌がらせ犯罪」の告発と、両犯罪に適切に対処できる法整備および職員の教育体制の確立、法務局を通して被害者からの聴取体制の確立とその集計・公表のお願いでした。しかし未だなんらそれに対する対応が為されていないことから、今回は、両犯罪にみられる犯罪主体の意思をみることで、その重大性をご理解頂き、両犯罪に対する江田法務大臣の政治決断をお願いしたく本要望書を提出することにした次第です。

当NPO任意団体から数えて14年間の調査の結果、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪に犯罪主体の6つの意思を読み取ることができるようになりました。この意思をみることで本犯罪の本質を理解するために肝要と考えます。

- ① 非常識に徹する犯罪主体の意思：千葉景子元法務大臣宛て要望書で、嫌がらせ犯罪にある11の特徴をお知らせして、その11番目の非常識性で全てが

貫かれていることから、非常識に徹するという犯罪主体の強固な意思が読み取れるようになったことをお知らせしました。常識の範疇の嫌がらせでは必ず被害者を助ける人が現われます。非常識に徹することによって、誰も話しを聞かなくなり、被害者を孤立させることができます。そのため、嫌がらせ犯罪主体は、常識の範疇の嫌がらせは絶対にしないという強固な意思で、言い換えると非常識に徹するという強固な意思で、意思統一して行っている組織犯罪であることが明らかになりました。

- ② **被害者を自殺・精神病院収容・緊急避難的対処に追い込む犯罪主体の意思：**被害者が孤立してその先にあるのは、自殺か、精神病院への収容か、緊急避難的対処であります。これがテクノロジー・嫌がらせ両犯罪の背後にあつて犯罪主体が意図する構図と考えます。この構図をなんとしても実現化するという強固な意思が前記組織犯罪を動かしていると考えられます。
- ③ **最先端の軍事テクノロジーを使って「テクノロジー犯罪」を実行する意思：**嫌がらせ犯罪と同時にテクノロジー犯罪を仕掛けて被害者を確実に追い込む手法が採られております。そこで使われるテクノロジーは、絶えず被害者をつきまとうことができ、音声・映像を被害者の脳に送り込み、思考まで読み取ることができる最先端のテクノロジーであることから、軍事テクノロジーの範疇に入るものと考えます。また人間のあらゆる機能を遠隔からコントロールできるほど高度なテクノロジーも使われております。国民に知らされていない最先端のテクノロジーを使って実行するという一般人には絶対にできない意思が存在しなければできない犯罪であります。
- ④ **世相を演出する意思：**目を社会に転じて、自殺者が毎年3万人を超えていること、そのうちの約4分の1が精神疾患要因であること、信じがたい凶悪犯罪が続発していること、これは②に記した犯罪主体が意図する構図と酷似していることが分かります。このことからそれは犯罪主体が演出した世相と考えられます。よってこの意思がある限り、自殺者の減少、精神疾患の減少、凶悪犯罪の減少もあり得ません。国民主権を憲法で謳っている国で犯罪主体が世相を演出しているというのは非民主主義の極みであります。
- ⑤ **無実の老若男女、子供も対象にできる意思：**当NPO確認被害者840名をみますと、全くの無実の老若男女、子供の頃からの被害者がおり、なぜ標的とされたのか分からないという人ばかりであります。このように無実の人間に、子供に対しても、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪を仕掛けられる意思と

いうは、本当に恐ろしいもので、日本人離れした意思であります。この点から日本人の心をもたない異国による侵略行為を疑わせるものがあります。この意思の所在は何としても明らかにしなければ国民の安寧を保障することはできません。

- ⑥ 世界的規模で両犯罪を実行する意思：テクノロジー・嫌がらせ両犯罪は世界的規模で行われており、被害内容の類似性から、マニュアルをもって行われていることが考えられます。これに関してアメリカではオバマ大統領諮問「生命倫理問題に関する委員会」が本年2月28日と3月1日に開催され、その第10セッション『パブリックコメント』で多くの被害者が証言をしております（その翻訳文をここに添付致しましたので参照願います）。このことからテクノロジー・嫌がらせ両犯罪を世界的規模で実行するという大胆な意思を読み取ることができます。

以上6つの意思から、両犯罪がいかに大規模で恐ろしいものであるかお分かり頂けると思います。このような意思をはびこらせて国民の安寧はありません。この6つの意思の発露は断固として糾明され断たれるべきであります。この意思に基づいて行われている悪行は以下の通りあらゆる面で日本国憲法を犯しております。それほどの違憲行為を野放しにして法治国家はあり得ません。当然治安もよくなりません。被害者を救済するだけでなく、治安を改善し、法治国家を堅持し、日本国憲法を遵守するために以下要望致します。

## 要 望 項 目

1. 当NPO確認被害者840名中すでに13名がテクノロジー・嫌がらせ両犯罪で亡くなられております。これは両犯罪が日本国憲法第11条で保障する基本的人権、同13条で保障する生命追及の権利、同25条で保障する生存権を侵害するものであります。一度標的とされたら目的を達するまで終わらないのがテクノロジー・嫌がらせ両犯罪であります。この犯罪の標的とされている人は、それを認識した被害者だけでなく、認識できないでいる被害者、認識していても公言できない被害者、恥ずかしい被害で他言できない被害者等、おびただしい数の潜在的被害者がおり、同じように生命の危険に晒されております。この現実を直視して、被害者及び潜在的被害者を救済するため、前記6つの意思の発露を法務省挙げて徹底的に糾明して断って下さい。そしてその結果を公表して下さい

さい。

2. 当NPO確認被害者中13名が亡くなっておりますが、その内の約半数が自殺であります。また多くの被害者が精神面での治療を受けざるを得ない状況に置かれております。3年前に横須賀市で発生したタクシー運転手殺害事件では声に促されて犯行に及んだと証言されているように、凶悪犯罪の要因ともなります。これは自殺者が毎年3万人を超える世相、精神疾患が急増している世相、凶悪犯罪が増加している世相と合致しますことから、これらの世相はテクノロジー・嫌がらせ両犯罪主体が演出していると捉えることができます。我国では憲法前文で国民主権を謳っておりますので日本国民が世相を創出しなければなりません。犯罪主体が世相を創出するなどあってはならないことで、これは著しく憲法を侵害するものであります。国民主権を堅持するために前記6つの意思の発露を法務省挙げて徹底的に糾明して断って下さい。そしてその結果を公表して下さい。
3. 当NPOアンケート調査の結果、約65%が音声送信被害を受けております。脳内で聞こえる声は誹謗中傷・命令脅迫・被害者のプライバシー情報等で、それが四六時中聞こえてくることから、これによる自殺未遂者がでております。これも憲法第11条・25条で保障する生存権を脅かすものであり、個人の尊厳を侵害する許し難い行為であります。また音声送信被害者の多くが、考えただけで音声に答えてくる、双方向通信ができると証言しており、思考を読むレベルのテクノロジーが悪用されていることが分かります。人間の意識への介入は人として最も尊い部分が侵害されていることであります。日本国憲法で保障されている、個人の尊厳、生存権、思想・信条の自由を守るために、これを侵害する前記6つの意思の発露を法務省挙げて徹底的に糾明して断って下さい。そしてその結果を公表して下さい。
4. テクノロジー・嫌がらせ両犯罪は、四六時中、一年365日継続する執拗な攻撃であります。攻撃方法は添付しました「被害者400名アンケート集計結果」にありますように非常に多様で、正に居ながらにして拷問状態に置かれているというのが正しい表現であります。これも憲法第13条で保障する生命を追求する権利、第25条で保障する生存権を侵害するものであります。また憲法第18条で禁止する奴隷状態と同じであり、第36条で禁止する拷問および残虐刑そのものであります。このような

違憲行為こそ断罪されるべきであります。そのためにも前記6つの意思の発露を法務省挙げて徹底的に糾明して断って下さい。そしてその結果を公表して下さい。

5. 嫌がらせ犯罪の代表例につきまといがあります。不特定多数で恋愛感情に基づかないことからストーカー規制法に抵触しないつきまといであります。この人的つきまといにテクノロジーによるつきまといが加わって四六時中の監視が行われております。無実の人間に対するつきまとい・監視ですから特殊な目的があることは明らかで、それは前記②の意思によるものと思われまゝ。人と機械によるつきまといも憲法第13条で保障される個人の自由を侵害する行為であります。犯罪主体は人と機械を使って堂々と違憲行為を行っており、米ソ冷戦時代の東欧諸国のような間諜国家に成り下がった感があります。これを正すためにも前記6つの意思の発露を法務省挙げて徹底的に糾明して断って下さい。そしてその結果を公表して下さい。
6. 嫌がらせ犯罪のなかで職場でのほのめかしが急増しております。自分しか知らない自宅での行動を職場で頻繁に同僚からほのめかされるというものであります。また将来の被害を予告するような言動やいじめが加わります。これは嫌がらせ犯罪が企業内でも行われていることを示すものであります。これは憲法第22条で保障される職業選択の自由を侵害する行為であります。また食べるために稼がなくてはならないのですから生存権を侵害する行為でもあります。このような違憲行為も元は前記6つの意思によるのですから、その意思の発露を徹底的に糾明して断って下さい。そしてその結果を公表して下さい。
7. 嫌がらせ犯罪の中でパソコンへの介入（操作不能・インターネット使用時の不具合等）や電話の異常が非常に多くなっております。就寝時1時間おきに電話が鳴る、行動に合わせて絶妙のタイミングで電話が鳴るなどですが、多くの被害者が電話を盗聴されていると答えております。インターネット・電話への嫌がらせはそれを扱う部署があつてできることであります。憲法第21条で通信の自由が保障されているのですから、それを平気で侵害する部署がどこかにあるはずであります。このような違憲行為も元は前記6つの意思によるのですから、その意思の発露を徹底的に糾明して断って下さい。そしてその結果を公表して下さい。

8. 特定個人をつきまとい追い込んでいく手法は公安警察がよく使う手法と言われております。公安警察が無実の国民や子供にその手法を使うことは常識では考えられないことではありますが、公安が使う手法を公安に負けないほど上手に使える組織が日本国内にあるとしたら由々しき一大事です。よって即刻その組織を法務省挙げて徹底的に究明して断って下さい。そしてその結果を公表して下さい。尚、調査の対象には公安警察も入れるべきであります。また、法務省管轄下の全職場で嫌がらせ犯罪が発生していないか、テクノロジー犯罪の被害者がいないか、全職員から聴取してその結果も公表して下さい。
9. 当NPOが「テクノロジー犯罪」と称しているものは欧米では「マインドコントロール」呼ばれております。日本でこの言葉はオウム真理教による地下鉄サリン事件以来よく使われるようになりました。そのためこの言葉は誤解を生じやすく当NPOとして使える言葉ではありませんでした。それどころか当NPOが取り組んでいることが、宗教に関する特殊な人間だけの関心事とされかねない心配がありました。実際は国民全体の問題なのですが、これはそのように仕向けたい犯罪主体による世論誘導の結果と考えられます。それほど巧に先回りして手を打っているのが犯罪主体の特徴であります。しかしここで一気にその嫌疑を払拭したく思います。そのために地下鉄サリン事件で死刑が確定している死刑囚への刑の執行を速やかに実行して下さい。また事件後も名前を替えて継続している同団体の宗教法人としての取り下げも断行して下さい。
10. 2008年5月27日付鳩山邦夫元法務大臣宛て「電磁波・超音波等見えないテクノロジーを使った犯罪と組織的な人的嫌がらせ犯罪の告発および両犯罪を撲滅するための陳情書」および2010年4月1日付千葉景子元法務大臣宛て「テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪の告発および両犯罪を撲滅するための要望書」の全項目を即刻実行して下さい。

最後に、テクノロジー・嫌がらせ両犯罪主体が違憲行為を堂々に行い世相まで演出する悪しき実力集団であることをご理解頂けたと思います。これを放置して治安の改善はありません。国民主権も、個人の尊厳も、思想・信教の自由も、職業選択の自由も、法治国家も一切ありません。法を全く無視している極悪集団であります。その点をよくご理解の上、江田法務大臣の断固とした政治決断をお願い致します。また、本要望書に対するご回答を頂きますようお願い申し上げます。

添付書類

1. 2008年5月27日付鳩山邦夫元法務大臣宛て「電磁波・超音波等見えないテクノロジーを使った犯罪と組織的な人的嫌がらせ犯罪の告発および両犯罪を撲滅するための陳情書」コピー 1部
2. 2010年4月1日付千葉景子元法務大臣宛て「テクノロジー犯罪と嫌がらせ犯罪の告発および両犯罪を撲滅するための要望書」コピー 1部
3. オバマ大統領諮問生命倫理問題に関する委員会第10セッションパブリックコメント翻訳文 1部
4. 被害者400名アンケート集計結果 1部
5. 当NPOパンフレット 1部
6. チラシ 5枚

以上